平成23年度決算に係る健全化判断比率及び資金不足比率について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律(平成19年法律第94号)第3条第1項及び第2 2条第1項の規定により、平成23年度決算に基づき算定した健全化判断比率及び資金不足比率 を下記のとおり公表します。

1. 健全化判断比率

(単位:%)

指標	名護市の健全化判断比率	早期健全化基準	財政再生基準
①実質赤字比率	— (黒字)	12.76	20.00
②連結実質赤字比率	— (黒字)	17.76	30.00
③実質公債費比率	7.8	25.0	35.0
④将来負担比率	35.4	350.0	

備考

実質赤字額、連結実質赤字額がないため、「一」と標記しています。

なお、実質収支は11.0億円(7.3%)の黒字、連結実質収支は22.1億円(14.5%)の黒字です。

2. 資金不足比率

(単位:%)

会計名	資金不足比率	経営健全化基準	
名護市水道事業会計	_	9.0	
名護市公共下水道事業特別会計	-	20.0	

備考

各会計とも資金不足額がないため、「一」と標記しています。

平成23年度決算に基づく名護市の健全化判断比率及び資金不足比率は、すべての指標に おいて、早期健全化基準、経営健全化基準を下回っております。

今後も、これまで以上に健全な財政運営に努めてまいります。